

川崎市役所における電気通信サービス（IP固定電話）の提供に関する契約仕様書

1 契約件名

川崎市役所における電気通信サービス（IP固定電話）の提供に関する契約

2 履行期間

令和5年10月1日から令和10年12月31日まで

（別紙1「対象施設及び対象回線一覧」のとおり）

3 履行場所

川崎市川崎区宮本町1ほか 川崎市役所本庁舎ほか7区役所

（別紙1「対象施設及び対象回線一覧」のとおり）

4 契約概要

本市の電話回線網（外線・内線）は、本庁舎周辺、区役所庁舎等を結び、災害時・障害時を想定した冗長化構成としている。また、新本庁舎の竣工を契機とした新たなワークスタイルとして、テレワークの推進など様々なワークスタイルに応じた柔軟性が求められている。

一方で、こうしたワークスタイル変革を実現するためには、新たな技術の導入やスマートフォン等の活用が必須となっており、回線契約数の増加、管理の煩雑化等の課題があり、必要な経費も増大する傾向にある。

こうした状況を踏まえ、市役所本庁舎及び7区役所の固定電話通信サービス（IP固定電話）において、スケールメリット等による確実な費用低減や利用実態（対象施設における）の見える化等、統一的な管理が可能な電気通信サービスの提供を実現するものである。

5 供給内容

- (1) IP固定電話サービスの提供
- (2) サービス提供に係る環境整備
- (3) サービス提供に係る運用・保守業務
- (4) 利用状況（通話明細等）のレポート提出及び最適化の提案
- (5) その他、本仕様書の要件等を満たすサービスを提供するにあたり、必要となる事項

6 要件

- (1) 基本事項
 - ア サービス種類

I P 固定電話サービス

イ 対象施設及び対象回線等

(ア) 対象施設及び対象回線一覧

別紙1「対象施設及び対象回線一覧」のとおり

(イ) 対象施設の単独回線等

当該施設に引き込まれているアナログ回線、I S D N回線及び電話交換機に収容されていない単独回線については、本契約に含まないものとする。

(ロ) 対象施設の電話交換設備（別途契約）

本契約の履行開始に合わせて、別紙1のとおり各施設の電話交換機の更新を別途契約により実施する。

ウ サービス仕様

(ア) アクセス回線

アクセス回線には、端末インターフェイスが IEEE802.3 に準拠し、帯域確保型イーサネット回線(100Mbps) 及び回線終端装置等を提供すること。

(イ) 通話品質等

責任分界点（回線終端装置等）まで、総務省総合通信基盤局が発出した、「信頼性・品質の確保（技術基準）について（2016年9月23日付）」の内容に適合するものとする。

(ロ) 通話対象

市内電話、県内市外電話、県外電話、国際電話、I P電話、携帯電話、P H Sへの通話、F A X通信が現行契約と同様に可能であること。

(エ) 番号ポータビリティ

番号ポータビリティを利用し、現在利用中の番号と同一番号を付することが可能であること。ただし、現在キャリア固有の番号を使用しているものは除く。

なお、契約期間中において番号追加が発生する場合は、同一局番の番号を付与できることとし、再度番号ポータビリティが可能であること。

(オ) 緊急特殊番号の利用の有無

総務省の定める「1XY 番号利用指針」のうち、以下の番号が利用可能であること。

104 番、110 番、115 番、117 番、118 番、119 番、171 番、177 番、184 番、186 番、188 番、189 番

(カ) 災害時優先電話

総契約 CH 数に対して 10%程度の災害時優先電話（電気通信事業法第8条の通信が可能な電話）を確保できること。また、現在登録されていない回線についても、将来的に災害時優先電話の登録が可能であること。

(キ) 着信課金サービスへの発信

各事業者が提供する着信課金サービスへの発信が利用可能であること。

(ク) 発信電話番号通知

電話番号単位に、通常通知または通常非通知の選択ができること。

(ケ) 発信電話番号

発信者から電話番号が通知された場合、発信電話番号の表示をする機能があること。

(コ) 転送機能

電話番号単位に、無条件転送、無応答時転送、話中時転送、指定転送ができること。

(カ) 一括転送機能

電話番号転送（設定した転送先への無条件転送）を一括で開始できること。

また、アクセス回線登故障時に一括転送が自動で実施でき、故障復旧後自動で回復する機能を有すること。

(シ) サービス構成

本仕様に記載される機能において、受注者が提供する単一のサービスで実現できない場合は、複数サービスの組合せによる提供でも可能とする。

(ス) インターフェイス

回線収容する電話交換機との接続は、IPインターフェイスとすること。

エ 障害・災害等の機能及び対応

(7) 保守体制

故障発生時の保守体制については、常時（24時間365日）受付及び対応を受注者が一元的に対応すること。また、現地作業が必要な場合は、速やかに駆け付け対応が可能であること。

(4) 故障通知

アクセス回線が故障時及び復旧時に、速やかにメール等にて通知が可能であること。

(2) その他事項

ア 受注者は、発注者の指示の下、各施設のサービス開始時期までに通信に必要な準備、処置を行うこととし、その際の費用はすべて見積りに含めること。また、通信事業者変更に伴う番号ポータビリティ費用、その他サービスに必要な初期費用についても受注者の負担とする。

イ 受注者は、サービス開始時期までに通信に必要な準備や試験（動作確認等）を行うこととし、当該作業が終了したときは、速やかに発注者へ報告すること。

ウ 本契約の履行開始に合わせて、各施設の電話交換機の更新（別途契約）を行うため、各受注者と協議の上、サービス提供の準備を行うこと。また、各受注者に必要な機器の仕様、設定等の情報を提供すること。

- エ 契約期間中に故障・不具合等が発生した場合には、代替措置等を含め発注者と協議し、速やかに復旧すること。なお、当該故障・不具合等が発注者に起因するものであった場合は、当該故障・不具合によって生じた一切の費用を発注者が負担する。
- オ 同一施設内において、電話番号を変えずに移転が可能であること。
- カ 現状のダイヤル方法と変わらないこと。
- キ 回線等の切替作業が必要な場合は、閉庁日や夜間等、発注者の業務に支障をきたさない日時に短時間かつ確実に切り替えること。なお、詳細は施設管理者と協議の上、決定することとする。
- ク 回線切替え後は、不慮の事故や通信不良等に備え、保守への人員等の対策を講じること。

7 サービス準備期間及び履行期間中の運用方法等

(1) 実施計画書等

受注者は本業務の契約締結後、速やかに発注者と打合せを実施し、実施計画書等（サービス提供準備に係る体制、想定スケジュール等の計画書）を提出すること。

(2) 現地調査報告

受注者は契約締結後、速やかに現地調査を実施するとともに調査報告書を作成し、提出すること。なお、調査対象には、電話回線と番号に対する利用用途及び接続機器、付加サービスを含める。

(3) サービス提供に係る回線等の環境構築に関する業務

受注者は回線等の環境を構築するに当たり、発注者へ計画書を提出し、具体的な作業スケジュールや人員体制等を示すこと。

(4) 保守・運用

ア 受注者はサービス提供開始時まで、完成図書（構成図、営業体制図、保守体系図、運用体制図、担当者連絡先、その他連絡先）を発注者へ提出すること。また、この完成図書に変更が生じる場合は、変更時の10日前までに発注者へ報告すること。

イ 受注者は、受注者の定める料金体系等に対する月ごとの通話時間等の内訳を、対象施設ごとに算出し、対象施設へ毎月提出すること。なお、本契約発注担当課には、全ての対象施設の内訳を提出すること。

ウ 受注者は現地調査報告書の提出について、現地調査の追加実施が必要な場合は調査を実施し、速やかに報告書を提出すること。

エ 履行期間中に故障・不具合等が発生した場合には、代替措置等を含め、発注者と協議を行い、速やかに復旧すること。

オ 履行期間中に発生した故障・不具合等が受注者に起因する場合は、契約書に定める事項のほか、当該故障・不具合等によって生じた一切に費用を受注者が負担すること。

カ 受注者は、発注者の利用状況を踏まえ、発注者に提供する電気通信サービスの更なる最適化に必要な情報を、必要に応じて報告すること。

8 請求・支払

- (1) 本契約に係る電話使用料等の支払は対象施設ごとに行うため、請求書の送付先は別紙1「対象施設及び対象回線一覧」で記載する対象施設とする。ただし、発注者の都合により契約期間中に支払担当課及び請求書の送付先を変更する必要がある場合は、発注者が別途指示するものとする。
- (2) 各施設へ請求する料金に関しては、必要な事項を別紙2「料金表」に定めることとし、この単価を用いて積算を行うこと。なお、それ以外で生じた費用については、ユニバーサルサービス料等の通信事業者に依存しないもの除き、発注者へ請求できないものとし、一切の費用を受注者が負担すること。ただし、天災その他真にやむを得ない事情により料金を変更する必要があるが生じ、協議の上、発注者が承諾をした場合はこの限りではない。
- (3) 準備期間及び現地調査に関する一切の費用は、受注者が負担すること。
- (4) 受注者は、対象施設への請求書の提出時に、請求明細（使用料金及び料金内訳等）を併せて提出すること。
- (5) 受注者は、対象施設の請求書及び請求明細（番号明細及び電話番号ごとの通話明細）を、毎月発注者へ提出すること。

9 仕様書の疑義

- (1) 本仕様書に指定され又は指示された事項等に疑義が生じた場合、直ちに発注者へ申し出て、協議の上、決定するものとする。
- (2) 本仕様書に示されていない事項であっても、必要と認められる事項は、速やかに発注者と協議の上、受注者の責任において施行するものとする。

10 その他

- (1) この仕様書に記載のない事項については、契約書記載事項に基づき、発注者と協議の上、対応すること。
- (2) 万が一、不測の事態が生じた場合は、発注者と協議の上、対応すること。
- (3) 本契約を履行するにあたり必要な発注者が保有する情報は、本市が妥当と認める範囲で提供する。また、発注者が提供した情報は、業務完了の際に納品物とともに返却すること。

- (4) 発注者の条例、規則等を遵守し、発注者にとって適切なサービスが提供できるよう、発注者の立場に立ち契約を履行すること。また、必要な事項について積極的に提案を行うこと。
- (5) 本契約のサービス提供を再委託することは不可とする。

11 機密保持

- (1) 受注者は、契約の履行に当たり知り得た個人情報及び機密に属する情報、契約履行に当たり発注者が提供する情報等を、受注者の担当外部部門、連結子会社等のグループ企業を含むあらゆる第三者に漏らしてはならない。これは契約履行完了後も同様とする。
- (2) 受注者は、この契約を履行する受注者の社員、その他の者に前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずること。
- (3) 受注者は、発注者が提供した情報を、発注者の許諾なくして複写又は複製してはならない。
- (4) 受注者は、本契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

対象施設及び対象回線一覧

施設名・所在地	電話交換機(PBX)	対象回線			利用時間(分/月) ※参考値					利用料金 (税込)	サービス 開始時期	備考
		種別	CH数	追加番号	県内	県間	携帯電話	IP電話	無料通話			
市役所本庁舎 川崎市川崎区宮本町1	NEC製 UNIVERGE SV9500CT	光電話	235	2,342	578,823	56,637	67,561	156,280	329,208	3,498,326	R5.10.1	
川崎区役所 川崎市川崎区東田町8	NTT製 EP-PLUS	光電話	21	192	39,561	5,541	27,833	229	3,474	581,714	R6.1.1	
幸区役所 川崎市幸区戸手本町1-11-1	NTT製 EP-PLUS	光電話	16	102	36,477	3,963	17,478	120	2,592	390,796	R6.1.1	
中原区役所 川崎市中原区小杉町3-245	NTT製 EP-PLUS	光電話	28	175	32,049	5,808	14,694	323	2,961	363,891	R6.1.1	
高津区役所 川崎市高津区下作延2-8-1	NTT製 EP-PLUS	光電話	26	168	38,391	7,110	19,126	112	2,547	450,031	R6.1.1	
宮前区役所 川崎市宮前区宮前平2-20-5	NTT製 EP-PLUS	光電話	23	162	38,361	5,913	16,226	189	2,631	394,289	R6.1.1	
多摩区役所 川崎市多摩区登戸1775-1	NTT製 EP-PLUS	光電話	32	194	39,129	6,633	17,851	212	2,736	437,609	R6.1.1	
麻生区役所 川崎市麻生区万福寺1-5-1	NTT製 EP-PLUS	光電話	18	114	33,234	5,547	12,552	323	2,676	315,310	R6.1.1	
	合計	—	399	3,449	836,025	97,152	193,321	157,788	348,825	6,431,966	—	

※各区役所についてはPBXの更改が予定されている。回線収容に係るPBXの仕様は、PBX側にて採用キャリアに合わせて選定するため、本契約での改修等は不要とする。

※対象回線のCH数、追加番号数は現時点のものであり、PBX更改の際に変更となる場合がある。

※利用時間(参考値)は、通話料金を単価から割り戻した最大値であるため、実際の利用時間より大きい値となる。また、利用量として保証するものではない。

※無料通話の利用時間は、現在の契約により無料となる利用時間を表す。現在の無料通話条件：同一契約者グループ内通話(対象89回線)

※利用料金は、基本料金、アクセス回線等の固定料金及び通話料金、その他サービス料金(電報等)の従量料金からなる。

料 金 表

1 品名・数量

電気通信サービス役務の提供

別紙 1 に定める対象回線の初期費用、月額基本料金及び通話料金は、次の単価表に利用数量を乗じた金額とする。なお、単価は税抜きとする。

2 契約単価

項目に無いもので、必要となる費用がある場合には、空欄行に項目、単位、単価、必要に応じて適用欄に記載した上で見積もりに反映すること。なお、空欄行が足りない場合は、適宜行を追加して記載すること。

(1) 初期費用

項 目	単 位	単価 (円)	摘 要
番号ポータビリティ	/電話番号		
アクセス回線工事費	/契約回線		

※初回以降の追加設定等にも適用する。ただし、別表 1 に記載のある回線に限る。

(2) 基本料金

項 目	単 位	単価 (円)	摘 要
基本料金	/契約回線		
アクセス回線	/契約回線		
機器レンタル料	/機器		

(3) 通話料金

項 目	単 位	単価 (円)	摘 要
市内通話	/3分		
県内市外通話	/3分		
県外通話	/3分		
携帯電話への通話			
NTTドコモ	/1分		
KDDI	/1分		
ソフトバンク	/1分		
その他	/1分		
IP電話	/3分		

国際通話			
アメリカ	／ 1分		
中華人民共和国	／ 1分		

川崎市役所電話網構成図

別図

